日本と韓国の事業承継の専門家が語る!

大阪開催

日韓国際相続の二重課税の問題
～韓国の財産の円滑な承継と事前対策～

日本と韓国は隣国であり、人とモノの交流が継続的に行われてきました。その中で日本から積極的に韓国への投資が行われたことにより、日本では韓国に財産を所有する方々が増えてきました。近年、日韓国税庁の積極的な情報交換や国外財産調書制度の導入を背景として、韓国にある財産の承継について事前に検討するケースが増えてきています。日韓の税制は全く異なる制度のため、内容を知らずに移転を行うと思わぬ税金が両国において発生する場合があります。円滑な財産承継のために、そのポイントを分かりやすく説明いたします。

以下のご相談を多く頂いています。詳細はセミナーにてご紹介します！

- 日本に住んでいるが韓国にも財産がある。相続が発生すれば税金はどうなるのか？
- 韓国の預金や不動産について、贈与をしたいが注意しておくべきことは？
- 韓国にある財産を日本へ戻し、日本で運用したい。

[第１部]

韓国に財産がある方の相続税・贈与税

- 日韓の相続税・贈与税制度比較
- 相続税申告時の留意事項

ウィル税理士法人
税理士　金川 歩

[第２部]

韓国の相続税と税務調査 （日本語にて行います）

- 韓国の相続税計算方法
- 税務調査の流れ
- 韓国財産の日本への移転

韓国KPMGサムジョン会計法人
韓国公認会計士　呉泳錫(オ・ヨンソク)

[第３部]

円滑な承継と事前対策

- 韓国での税務調査経験紹介
- 事前対策の必要性

ウィル税理士法人
税理士　金川 歩

【講師紹介】

ウィル税理士法人
税理士 金川歩
韓国KPMGサムジョン会計法人にて、韓国の税務実務を経験し、2015年12月ウィル税理士法人（日本経営グループ）に入所。韓国相続税申告実務等を多数経験し、現在は韓国に財産をお持ちの方の相続対策や承継対策に注力している。

韓国KPMGサムジョン会計法人
韓国公認会計士　呉泳錫(オ・ヨンソク)
2005年韓国KPMGサムジョン会計法人に入所以来、移転価格など国際租税を担当している。近年、韓国に財産をお持ちの方の相続案件が増えるにつれ、クロスボーダーの韓国相続税申告実務、税務調査対応等にも注力している。

セミナー内容は多少変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

日　時	**2016年11月10日（木）** **14:00～16:30（会場13:30）**	**対　象**	**韓国に財産をお持ちの方、金融機関** **弁護士・司法書士・税理士等の専門家**
会　場	**グランフロント大阪北館タワーＢ10階** **ナレッジキャピタル カンファレンスルーム タワーＢ　ROOM　Ｂ01・02** ※会場地図は次ページをご覧下さい。		
参加費	**無料**	**定　員**	**100名（先着順）**

お申し込み（WEBサイトで「日本経営　セミナー」と検索し、お申し込みください）

資料のみのご請求はお断りしています。また、当日ビデオなどの録画・録音機の持ち込みはご遠慮願います。

FAXにてお申し込みの場合は、以下をご記入の上　**0120-85-2502**　まで

大阪開催

日韓国際相続の二重課税の問題 ～韓国の財産の円滑な承継と事前対策～　/2016年11月10日（木）			申込手続き完了後、受講票をお送りします。
貴社名		ご住所	
電話		FAX	
ご参加者様	（役職）	メールアドレス	@
ご参加者様	（役職）	メールアドレス	@

本申込書に記載いただいた個人情報についてはセミナーの受付管理事務・弊社からの各種ご案内等に利用し、その他の利用でご迷惑をおかけすることはございません。

【お問合せ先】日本経営グループセミナー事務局　担当：小倉　〒561-8510大阪府豊中市寺内2-13-3 日本経営ビル

TEL:0120-65-1162 ／ FAX:0120-85-2502　E-mail:seminar@nkgr.co.jp

【会場地図】

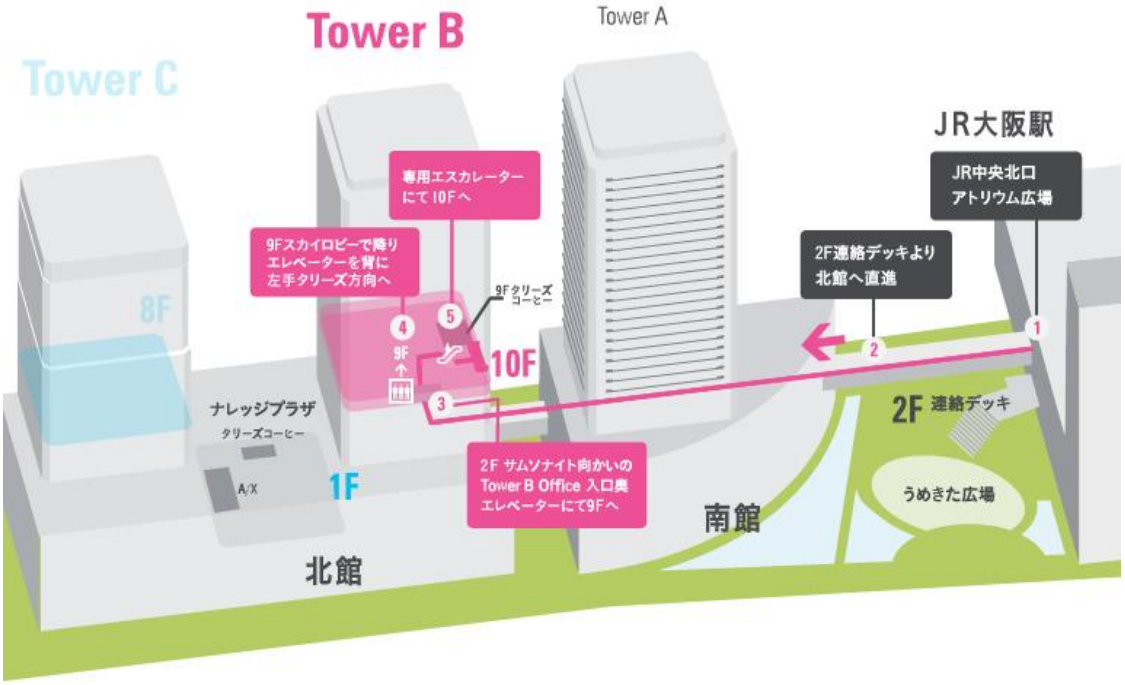

ナレッジキャピタル カンファレンスルーム　タワーＢ　ROOM　Ｂ01・02

〒530-0011　大阪市北区大深町3-1　グランフロント大阪北館タワーＢ10階